

長岡市中山間地域振興条例の概要

中山間地域の価値（公益的機能・地域資源としての価値）を市民全体で共有し、次世代まで繋ぐため、本条例を制定

【前文・目的】

中山間地域は、食料の供給、水源の涵養、洪水や土砂災害の防止等の国土の保全などの公益的機能を有し、森林や棚田などの美しい景観に加え、厳しい自然の中で育まれてきた地域特有の伝統と文化は大切な資源としての地域の宝を生み出した。

しかし、都市部に比べて人口減少等が急激に進行し、地域コミュニティや集落の維持が困難な地域が増加し公益的機能の維持や地域資源の確保等にも影響が出始めた。

今後、中山間地域の荒廃が進むと、その恩恵を享受している都市部への影響も懸念される。そのため、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するとともに、中山間地域の公益的機能や地域資源としての価値を市民全体で共有し、次世代まで繋ぐことを目的とする。

【中山間地域の定義】

平地の周辺部から山間部までの地域で、その地理的条件や人口の減少等により、農業生産及び生活条件が不利な地域

～ 中山間地域振興の基本理念 ～

- 中山間地域の公益的機能が市民の共有財産であり、市民生活の向上に重要な役割を担っていることを理解し、市民がその恩恵を享受していることを認識することを通じて、中山間地域の公益的機能の維持を図ること
- 地域住民の自主的かつ主体的な取組を尊重することにより、地域住民が誇りを持ち、互いに支えあい、安心して住み続けることができる地域社会の形成を図ること

【市の責務】

基本理念にのっとり、施策を総合的かつ計画的に実施

【市民の役割】

- ・基本理念の理解を深める
- ・市の実施する施策に協力するよう努める

【地域住民の役割】

自主的かつ主体的に
中山間地域の振興を図るよう努める

【中山間地域7つの施策の基本方針】

- 1 中山間地域の公益的機能及び地域資源に関する市民の理解の促進
- 2 中山間地域の自然環境及び景観の維持保全
- 3 中山間地域の産業の振興と担い手の育成
- 4 中山間地域における各地域の実情に応じた生活基盤の整備
- 5 中山間地域における移住や定住の促進
- 6 中山間地域の伝統や文化の保存及び伝承に必要な支援
- 7 中山間地域が有する地域資源を活用した多様な交流の推進

【年次報告】

毎年、中山間地域の振興に関する施策の実施状況等について議会に報告し、これを公表する